

様

施設等利用給付認定（変更認定）通知書

（先に申請のありました）子ども・子育て支援法に基づくお子さんの子育てのための施設等利用給付認定について、下記のとおり認定（変更認定）しましたので通知します。

記

決 定 年 月 日 令和 年 月 日

保 護 者 氏 名

保 護 者 生 年 月 日

住 所

子 ど も 氏 名

子 ど も 生 年 月 日

認 定 番 号 0000012345

認 定 区 分 新 2 号

保 育 の 必 要 性 の 事 由

有 効 期 間

特 記 事 項

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、札幌市（訴訟において札幌市を代表するものは、札幌市長となります。）を被告として取消の訴えを提起することができます。

ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求や処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、お住まいの区の健康・子ども課 子ども家庭福祉（担当）係に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。

お問い合わせ先

札幌市 区保健福祉部健康・子ども課 子ども家庭福祉（担当）係
電 話：011-
FAX：011-